

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2024年9月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 青木 マキ

外国につながるのある子どもたちへの支援について

外国につながるのある子どもたちは、日本語、母語ともに支援が必要である場合が多く、学校のみならず地域での支援が不可欠と考えます。

これまでのところ、地域における外国につながるのある子どもたちへの支援（日本語教室や、外国につながるのある子どもたちへの学習支援、生活支援など）は、多くがボランティアやNPOといった市民団体によって担われており、常に活動継続に課題を抱えている状況があります。

今後、外国につながるのある子どもたちのさらなる人口増加がみこまれる中、市町村とも連携し、こうした地域での取り組みへの支援拡充が急務です。

また、2022年に行われた、かながわ国際交流財団の調査報告（綾瀬市との連携事業「外国人住民の未就学児が保育園・幼稚園に入るための仕組みづくり」）によると、綾瀬市の外国につながるのある子どもたちの未就園率は41%で、日本人の8倍にのぼるとの結果が出ています。このような、急激な外国人人口増加による影響の深刻な状況は、同時に全県的でより包括的な現状把握の必要性を示唆するものです。

今後は、現在、各地域で行われている外国につながるのある子どもたちへの支援の状況を的確に把握し、現場の声に即した対策を講じていくべきと考えます。

そこで、知事に伺います。

○県内の市民団体やNPOが行なっている、外国につながるのある子どもたちへの多様な支援の取り組みについて、現場の実情をよりの確に把握するために、県としてしっかりとした現状把握を行うべきと考えますが、所見を伺います。

○県内の外国につながるのある子どもたちの、生活及び学習等に関する実態把握に向けた調査を行う必要があると考えますが、所見を伺います。

○国の補助金も活用しながら、市町村とも連携し、より積極的に外国につながるのある子どもたちに関わる団体への支援を進めていくべきと考えますが、所見を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年9月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

富士山噴火～降灰対策について

自然災害への備えは、「最悪を想定し悲観的に準備し、いつかその時が来るまで楽観的に暮らす」、それが基本であり、やたらとおびえながら待つものではないと考えます。

ただし、そのためには、想定されうる被害を知ることと、リスクに対し出来る限りの考えを巡らせておくことが大事です。

その上で、準備の出来る事・物は準備すること。準備することが困難な事・物は、心構えを持っておきつつ、いざ現場で対応すること。それが現実的な自然災害への向き合い方であり、自助・共助を促すことになると考えます。

東北の震災を招いた地震を機に、日本列島全体が地震活動期に入っているとも言われ、そして今、南海トラフが注視されています。地震防災については、全国で積極的に対策が講じられ、現場対応においては防災拠点運営委員会など地域の皆様のご尽力により、充実してきていると感じます。

しかし、私も油断しておりましたが、本県において対策が不十分と感じられるのが富士山の噴火・大爆発が発生した際の降灰への対応策です。ちなみに、千葉県では令和4年に「富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針」が、東京都では令和5年に「大規模噴火降灰対応指針」が出されています。本県より富士山から離れている自治体の方が、早期に対応指針を示しているとは皮肉なものです。

とは言っても、過去の大爆発レベルの降灰に備えることについては、富士山から近い本県ゆえに降灰も大量で財政的にも完璧には施しようがなく対策が進まないのであれば、そのことを非難するつもりはありません。

火山の寿命はおおよそ100万年と言われ、富士山は出来て10万年程度の「やる気満々」の火山であることと、過去の傾向から南海トラフと富士山の噴火は連動する可能性が高いということは、県当局も認識されていることと思います。

また、もしも南海トラフ地震から期間を置かずに富士山が噴火した場合、自衛隊は「派遣中」となりかねません。全国から応援に入ってくだされれば有り難い消防力や警察力、そして各種応援組織も同様です。公助は限りなく小さくなるでしょう。

仮に富士山で爆発的な噴火が発生した際の、溶岩流や火山灰の降灰等については、各方面からシミュレーションが出されています。すでに4年前には、内閣府の大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが、過去の大噴火を参考にした降灰シミュレーションと、インフラおよびライフラインの被害想定を公表しています。

メッシュが粗いため正確ではありませんが、噴火から15日間継続の想定として、県西部で30～60cm、横浜市内でも10～20cmくらいの降灰が示されています。都内でも2cmと首都圏を巻き込む、まさにわが国・日本が近代国家になって以来、最大規模の自然災害になる恐れがあります。

過去の被害事例等については、その降灰量ごとに公表されています。例えば降灰量と車の運転

に関しては、1mm前後～1cm前後で視界不良やスリップのため徐行運転や事故、5cmで道路が通行不能。また他にも、2cm以上で目・鼻・気管支の異常など健康への影響、30cmで降雨時は木造家屋が全壊の恐れなど建築物への影響、またさらに、鉄道への影響、電力への影響、上下水道への影響、携帯電話等の通信への影響、農林水産および畜産への影響、などなど多くの情報が記載されています。

ちなみに、このワーキンググループのオブザーバー名簿には、神奈川県くらし安全防災局防災部災害対策課も名を連ねています。

最近になって、これらのネガティブな影響はマスメディアやネットニュースが取り上げるようになったため、ある程度の方々には認識されていると感じます。しかし、私の周りの方々に尋ねてみると、おおよそ半数の方には認識がありません。

また、繰り返し強調しますが、これらの想定される被害に対し、行政がすべてに対応出来るかという、現実的に不可能であると考えます。

現在も噴火や爆発を繰り返す桜島が存在し、降灰が生活の一部になっている鹿児島県民に伺いました。

鹿児島市内では、ここ30年くらいは1～5mm程度の降灰量で収まっているとのこと。それでも、道路への降灰については、雪国の除雪同様に、幹線道路は除灰対応の資機材を活用し、ロードスイーパー＝路面清掃車が走りまわるそうです。しかし、すべての道路をケア出来るわけではないため、脇道・生活道路および民地の除灰は、自分たちが手作業で対応せざるを得ません。

自分たちが行動しなければ生活出来ないから、当たり前のように、自分たちで行動する、とのこと。

さらに、集められた火山灰は、行政が回収し、処分場へ運び込まれます。首都圏では、一部の建設残土の処理でさえ県外に受け入れ先を求めているような現状で、大量の火山灰の受け入れ先に難儀することは察せられます。首都圏ではわずかな積雪でも除雪に苦労しますが、除灰についても、対応の資機材が揃うものかを含め、その苦労は火を見るよりも明らかです。

ライフラインをはじめとするインフラや生活への影響についても、鹿児島県民に伺いました。

5mm程度でも、車のタイヤは滑り、スリップ事故の可能性が大きくなる。灰の粒子が小さく風に舞いやすいため、視界不良で運転に支障をきたす。桜島での体験から1cmで運転は無理。また鉄道は、ポイント切り替えに障害が発生し運行が出来なくなることもある。

5mm程度では、断水の心配はないものの、火山灰を掃き集めるには、水をまき灰を湿らす必要があり、各地で一斉に水道を使用するために、水道の使用制限を行う場合がある。

火山灰は、乾いた状態であっても、土よりもはるかに重たい。雨等で水を含むと、さらに重たくなる。雨どいにも溜まる。雨に濡れて固まる場合もあるが、乾けばまた宙を舞う。

火山灰による目詰まりを防ぐため、雨水排水管や雨水マスは大きくとるようにしている。側溝が詰まることもある。住宅にはサンルーム等を設置して、洗濯物を室内で干せるようにしているが、粒子の細かい灰はあらゆる隙間から侵入する。

などなど多岐にわたります。

そして、火山灰に慣れている鹿児島県民でさえ、例えば10～20cmの降灰などイメージが出来ないそうです。仮に5cmの降灰であったとしても、とんでもない降灰量であると認識すべきとのこと。そうなった場合は、あらゆる社会インフラが機能を喪失し、お手上げではないかと言われました。まさにお手上げだと考えておくべきです。

気象庁は、富士山の大規模噴火に備え、広域降灰予報の導入を数年内に始めるとのこと。

さらに、富士山噴火による広域降灰対策については、政府の有識者検討会により議論を進め、ガイドラインを取りまとめるとのことですが、本年8月に南海トラフ地震臨時情報を発表したことの重要性を鑑みると、ずいぶん呑気なスピード感に思えます。

また、東京都や千葉県に後れを取っている本県としては、一刻も早く防災・減災への積極的な姿勢を県民に示して欲しいと考えます。

そこで知事に伺います。

- 災害対策への備えは、最悪を想定し悲観的に準備することからですが、火山灰の影響については、すでに報告されている最新の内容・情報を直ちに、あらためて県民に対しアナウンスすべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

火山灰の影響で、機能を喪失する社会インフラは多岐に及びます。

その際には、せめて心構えだけでも、あると無いとでは大違いです。

- 行政で対応出来ること、出来ないこと。地域住民が対応せざるを得ないこと、対応すべきこと。これらを整理して、あらかじめ周知しておくことが重要と考えますが、ご所見をお伺いいたします。

降灰対策について、本県の関係部局は限られた条件の中で尽力されているものの、最悪を想定すると、あらゆる社会インフラは機能を失い、ライフラインが断たれる恐れがあります。とは言え、大量降灰への対策を強化し完遂させることは、財政的にも不可能です。

しかし、そのような中でも生命の維持に最も必要と考えられる対策の充実・強化だけは、優先順位をつけながら、出来る限りの備えを施さねばならないと感じます。

それは「水」の確保です。

県営水道では、浄水場の火山灰対策や停電対策として、薬品注入施設や非常用発電設備の整備のほか、3日分の燃料の確保にも取り組んでいることは承知しております。こうした、県営水道の取り組みを県内の他の水道事業者にも共有することは、降灰対策における水の確保に向けた第一歩だと考えますので、ぜひ実践していただきたいところです。

一方、停電が長期化した際の燃料供給について、道路状況次第では滞る恐れもあります。道路啓開が順調に進まなければ、給水車も通行不能になりかねません。広範囲に停電している場合、末端

の蛇口まで水が行き渡らない恐れもあります。飲み水以外に、除灰作業にも大量の水が必要です。

県土整備局によると、主たる幹線である緊急輸送道路や県が管理する道路については、道路啓開などの緊急対応について地元の建設業者と協定を結んでいるとのことですが、給水車が通るルートは、県が管理するような幹線道路だけではなく、例えば、幹線道路から浄水場や避難所までアクセスする道路や生活道路なども数多くあり、すべての道路で一斉に除灰作業ができるとは限りません。たかだか数cmの積雪でも難儀する現実にもかかわらず、広範囲に積もる火山灰への対応に、除雪以上の効率を求めることは非現実的です。

また、道路わきに寄せられ積まれた火山灰は、雪のように勝手に解けて消えることはありません。道路啓開で処分が必要になった火山灰は建設発生土と同様の取り扱いとなるとのことですが、大量降灰時の火山灰すべてを建設発生土と同様の取り扱いで処分することは困難です。

こうしたことを考えると、機能が停止した浄水場の復旧や、避難所などへの給水車の到着には、相当の時間がかかると思われ、富士山噴火時の「水」の確保について、あらかじめ検討が必要と考えます。

このようにあらゆるネガティブな状況を考慮してもなお、水の確保は徹底したいと考えます。

火山の噴火・爆発は、その前段に何らかの前兆が現れる傾向があるとのこと。そうであれば、前兆の発現から噴火までの間に、各家庭のありとあらゆる容器に水道水を貯め、通常の備蓄プラスアルファの水を確保することも、立派な自助です。水とは別ですが、降灰の影響の及ばない地域に頼れる避難先がある場合は、すみやかに移動し、しばらく本県を離れることも自助であり共助です。

そこで知事に伺います。

- 920万県民にとって生命維持の源である「水の確保」は、何より優先すべきことだと考えますが、本県として、あらゆるリスクに対し、自助・共助を含め今後どのような対応で水の確保を検討しようとお考えか、ご所見をお伺いいたします。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事、教育長及び警察本部長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年9月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 松長 泰幸

県立スポーツセンターを活用した国際交流について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、海外の3か国が藤沢市善行にあります県立スポーツセンターを事前キャンプとして活用されていました。これを契機として藤沢市では多様性の尊重と共生社会の推進を図るために本県と連携しながらホストタウン交流事業を実施しています。こうした交流事業は世界の恒久平和を創造していく観点からも地道に継続していく必要があると考えます。

このように東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを未来につないでいくためにも、この県立スポーツセンターを出来る限り有効活用していただきたいと考えます。

また、令和 7 年には日本で初となります第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京 2025 が開催されます。このデフリンピックの開催は、障がい及びデフスポーツへの理解を広げ、国籍や障がいのあるなしに拘わらずスポーツを楽しみ、互いの違いを認め合う共生社会の実現に向けた新たなメッセージとなるものと考えます。

このように、スポーツを通じた国際交流の重要性をふまえ、今後も様々な国際交流の機会において、県立スポーツセンターを活用すべきと考えます。

そこで知事にお伺いいたします。

東京 2020 大会のレガシーの未来への継承や、東京 2025 デフリンピックの開催を契機に、今後、県として県立スポーツセンターを活用した国際交流にどのように取り組んでいくのか、知事のご見解をお尋ね致します。

旧総合教育センターの跡地の利活用と楷の木の保存について

県立スポーツセンターとの一体的整備によって閉館となった旧総合教育センターの利活用については、県有地の有効活用に関する基本的な考え方によって進めていくとのことですが、その後2年が経過してこれまでどのように検討がされてきたのか、地元の大きな関心事となっています。

この土地は市の中心部にあるまとまった面積のある貴重な土地でありますから、安易に民間には売却しないで頂きたいと考えます。

この9月には、敷地内の建物の解体事業の入札を終え、解体業者が決定されました。その解体の事業の中身をみれば、何と敷地内のすべての樹木を伐採するとのことであり、その数はなんと300本以上あります。中には、学問の木と呼ばれている日本でも貴重な楷の木が8本もあります。この木は、元教育長の鈴木重信氏が楷の木の由来を知り、総合教育センターの設立趣旨に最適と考え、第一生命創業者の矢野恒太氏の息子である矢野一郎氏の協力を経て、植栽した記念樹と聞き及んでいいます。この楷の木は、春には新緑が秋には紅葉が素晴らしいことで有名でもあります。60年が経過し、今では立派な樹に成長していますし、楷の木の寿命は400年にも及ぶと言われています。

そういった先達の思いや過去の経緯を忘れてはならないと考えますが、教育委員会の幹部の方々は、実際に現場を見に行かれたのでしょうか。

私が先日現場を訪れたところ、退職された校長先生はじめ、何人かの教育委員会の職員が、この木を残そうと種子を採取したり、小枝を削って新たな根を生やそうとしたりと、懸命になっていた姿を拝見しました。こうしたOB・OGの学校の教職員の方々の気持ちを鑑みたときに、また、これまで60年間共に歩んできた樹々に対して、安易に伐採してしまうのは、あまりに無慈悲に思えてなりません。人間中心主義の最たるものです。

本県では、広く民間企業にCO₂削減を求めていながら、求めている方がこのような姿勢では、示しがつかないのではないのでしょうか。県のCO₂削減の方針に逆行していると言わざるを得ません。楷の木だけに、まさに「隗より始めよ」と言っていただきたいと考えます。そうでなければ、教育者としての資質が問われてしまうとを考えます。

県では、この跡地を利用しないにしても、その後の利用者には敷地内の樹木をできるだけ保存するように条件を付けることが正しい姿勢に思えてなりません。

少なくとも跡地利用が決まるまでは、楷の木などを残しておいてもさして問題はないかと考えます。

そこで、教育長にお伺いいたします。

旧総合教育センターの跡地利用については、どのように考えているのでしょうか。

また、敷地内の樹木の保存については、どのような議論がなされてきたのか、そし

て、楷の木を残すことに対して、どのように考えているのか。

さらには、現場に行かれていたのなら、楷の木を見て、どんな感想をもったのでしょうか。

最後に、教育委員会として CO₂ 削減や温暖化対策についてはどのように取り組んでいるのか、教育長のご見解をお尋ね致します。

藤沢駅南口の防犯体制の維持・強化について

藤沢駅南口は人口44万余りの湘南の中心地である藤沢市の玄関口となっているところであり、コロナ禍が落ち着いたこの夏は観光客も増え、多くの人々が往来しています。その藤沢駅改良事業に先立ち藤沢駅南口交番が令和4年9月に閉鎖されましたが、その時には、地元の自治会などから治安悪化を懸念される声が多くありました。

そこで、県警察としては防犯体制の維持・強化策として、藤沢駅南口交番の勤務員を周辺の交番に増強配置させたり、パトカー及びアクティブ交番によるパトロールなどの施策を打ち出していました。

一方で、閉鎖されてから2年が過ぎようとしていますが、最近では藤沢駅南口ロータリーにおけるアクティブ交番によるパトロールや駐留警戒が交番閉鎖当初ほど頻回には実施されていないとの声もあって、住民の体感治安が低下しているのではないかと認識していますし、実際に地元住民から改善を求める意見が寄せられています。また、私自身、駅南口周辺の繁華街では酔客同士のトラブルを見かけることもありますし、統一選や総選挙時などでは、酔客が候補者に絡んでくることも時折見受けられます。

交番は地域における安全・安心のシンボリックな役割であり、地域住民に与える安心感は多大なものであると考えます。その交番が閉鎖されている空白期間においては、今一度住民や来街者が安全・安心に過ごすために防犯体制の強化が求められていると考えます。

そこで、警察本部長にお伺いいたします。

交番が閉鎖されてからの藤沢駅南口の治安状況の変化についてはどのように認識しているのか。

また、藤沢駅南口交番が閉鎖されている間、住民の体感治安が低下しないよう、これまでの取組に加え、夜間における駐留警戒強化等、防犯体制の維持・強化をどのように図っていくのか、警察本部長のご見解をお伺い致します。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年9月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 谷 和雄

「農地の保全・再生の取り組みについて」

現在、地球温暖化の影響は世界各国におよんでおり、気候変動による被害が私たちの暮らしに影響を与えております。

さて、台風 10 号に伴う豪雨により本県も多くの被害を受けました。そうした中、神奈川県でも有数の特産品である足柄茶を生産する丹沢の麓では、日当たりのよい南向きの緩やかな傾斜地を活用して、良質なお茶の栽培がされておりますが、今回の豪雨で大きな被害を受けてしまいました。

また、現在、米不足も叫ばれる中、秦野市の団体では棚田の復旧と米づくりが評価され「第 20 回石井進記念棚田学会賞」を神奈川県内初となる受賞をしましたが、これもまた今回の豪雨被害に遭い大きな被害を受けてしまいました。

双方の現地での視察や、等高線の入った地図を確認しても、被害箇所には水路なども無く、突然水が湧き出した状況でありました。いかにこの台風による局所豪雨が、今まで以上の大きな自然災害であったか痛感しております。

その他、豪雨による農産物への被害も計り知れず、このままでは県下農業の衰退に繋がりがねない状況と危惧しております。

そこで知事に伺いますが、今回の台風 10 号の被害を受けて本県ではどのように農地の災害を復旧していくのかご見解を伺います。

また、地産地消に取り組む本県は首都圏にありながら優良な農地を有していますが、一部では荒廃化も見られることから、神奈川県農地をどのように保全・再生し、農業振興に繋げていくのかご見解を伺います。

「厚木秦野道路の整備について」

近年地球温暖化の影響は世界各国におよび、気候変動による被害が私たちの暮らしに影響を与えております。

さて、台風 10 号に伴う豪雨により本県も多くの被害を受けました。

中でも、交通量が多く、地域の重要な幹線道路である、国道 246 号の新善波トンネル付近で法面が崩落し、8 月 30 日から 9 月 9 日まで、伊勢原市桜坂交差点から秦野市名古木交差点間で通行止めとなりました。その他にも被害がある状況の下、迂回をする車で、秦野市や伊勢原市周辺は大渋滞となりました。

国道 246 号は、今回被害を受けた新善波トンネル周辺の他にも、県西部などで崖に面して危険と思われる箇所も多く、国道 246 号のバイパスとなる厚木秦野道路の建設などが求められています。

厚木秦野道路は、厚木市中依知から秦野市八沢に至る国道 246 号のバイパスとして、圏央道、東名高速道路、新東名高速道路と一体となって、地域交通の強化や円滑化を図るとともに、災害時にも機能する代替路としても役立つことが期待される高規格道路で、現在、国により整備が進められております。

今回の豪雨では、東名高速道路や新東名高速道路といった高規格道路には被害が無く、災害時にも機能したことから、厚木秦野道路の必要性を強く感じたところであり、県民からも大きな期待が寄せられております。

そこで知事に伺いますが、厚木秦野道路全線の早期整備に向けて今後どのように取り組んでいくのか所見を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和6年9月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 小川 久仁子

質 問 趣 意 書

高津自由の会 小川久仁子

1、 地方独立行政法人の令和5年度業務実績評価・中期目標期間の業務実績評価について

今定例会に本県の3地方独立行政法人への業務実績評価書が提出されました。

これに携わった評価委員の皆さんには真摯に評価を行っていただき感謝を申し上げたいと思います。

地方独立行政法人・公立大学法人に設置される評価委員会については、地方独立行政法人法、それを根拠とする条例～神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年3月31日）によって、知事が委嘱していると承知しています。

そして、その審議内容については以下のように規定されています。

第3条 委員会は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条第2項第1号から第5号までに掲げる事項及びその他法の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、次に掲げる事項（神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会にあつては、第3号に掲げるものに限る。）であつて知事が必要と認めるものについて、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

（1）法第26条第1項の規定に基づき知事が行う地方独立行政法人の中期計画の作成又は変更の認可に関すること。

（2）法第28条第1項の規定に基づき知事が行う地方独立行政法人の事業年度ごと及び中期目標の期間における業務の実績の評価に関すること。

（3）その他地方独立行政法人の業務運営に関すること。

追加〔平成30年条例34号〕

また、委員の委嘱については、以下のように規定されています。

第4条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成28年条例35号・30年34号〕

上記によると、3地方独立行政法人（以下独法）の評価委員会委員は、全て知事が委嘱すると規定されています。勿論、知事が直接委嘱するのではなく、実際は所管局からの推薦があり、委嘱するのであろうと推測します。どういう考え方のもとに評価委員を委嘱するかは、独法にとって、県民にとって、非常に重要な視点だと考えます。県民福祉の向上の為にどのような視座から、どういう立場の評価委員会の方に評価してもらおうか？また、独法からどのような情報を提供し、どのくらいの時間をかけて審議するのか？これが、県の独法として横並びに統一されるべきだと考えます。

条例を受けて、各評価委員会の運営要綱・傍聴要領を策定しています。県民の皆さんに評価報告を示す場合に、3独法が、共通の視点もあるでしょうし、特性によって独特の視点を持つ場合もあるでしょう。しかし、知事が委嘱するのではあれば、委嘱基準が明確に県民に示される必要があると考えます。

評価の基本的な考え方について、各独法は規定しており、それに基づき評価をしていることは承知しています。

評価の基本方針は、3独法とも共通して以下の3点を挙げています。①中期目標の達成に向けて、法人の中期計画の事業の進捗状況を評定する。②県民への説明責任の観点から、評価を通じて、中期目標の達成状況や業務の実施状況を分かりやすく示す。③法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資する。これに加えて細部を規定しています。

しかし、評価委員の選任に関しては詳細に規定されていません。

①地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下病院機構）は、「神奈川県立病院機構評価委員会運営要綱」を策定しその第2条で、評価委員会の委員に「看護協会の会長を含む」ことを規定しているが、その他の規定はなく、現評価委員については、医療政務、財務・経理、民間病院経営（県病院協会）、看護・養護（県看護協会）、医療（県医師会）、患者団体、の各分野からそれぞれ1名、計6名の学識経験者を選任している。②公立大学法人神奈川県立

保健福祉大学（以下保福大）は、「保健福祉大学評価委員会運営要綱」を策定しその第2条で、評価委員会の委員に「看護協会の会長を含む」ことを規定しているが、その他の規定はなく、現評価委員については大学運営2名、教育研究2名、財務会計、地域貢献、計6名の学識経験者を選任している。③地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下KISTEC）は、明文化はしていないが、県と利害関係がある学識経験者は選任しない、としている。

以上のように、所管局によってバラバラの対応をしています。神奈川県として独法に対して、どのように向き合うのか、を考えるべき今、評価委員会の在り方を再検討するべきだと考えます。

病院機構県立こども医療センター（以下こども医療）では、毎年知事に委嘱された評価委員による業務評価を受け、今定例会には令和2年度から6年度までの中期計画の業務評価も報告されています。それにもかかわらず、こども医療は、令和5年度末に、独法に移行後初の大規模な人事交代という事態に陥りました。こども医療病院長は懲戒処分を受け、病院長から降格処分、新総長が病院長を兼任し、医療安全推進室長も交代しました。病院機構理事長も交代し、本部人事も大幅に変更しました。これは、こども医療において、長期間にわたり、都合の悪い事実を隠蔽する幹部を放置し、それにより、レジオネラ肺炎が発生し、男児術後死亡事件まで発生させるほどの、医療ガバナンスの崩壊をもたらしたことに原因があります。この最悪の状況を評価委員会は全く予測も指摘もしていないのです。これは、こども医療・病院機構の自己評価や評価委員に提出した情報が、事実を隠蔽されたものであったからだと推測しています。

令和5年度業務実績評価書においては、財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置に関してはD評価でありました。諸経費の高騰やコロナ関連補助金の大幅減により総損益が大きくマイナスとなったことが、要因となっていると、分析が記載されています。

しかし、病院機構・こども医療においては、歴史に残る医療上の汚点が令和2年から令和5年に発生していたことには、2評価書にはほとんど触れられていません。指摘すべきは、令和2年に端を発するレジオネラ菌検出隠蔽に伴うレジオネラ肺炎発生、令和3年に発生し

た男児患者術後死亡事件への、こども医療・病院機構の不誠実な対応結果であります。また、知事ご自身が、「こども医療センターを大改革する」と令和5年9月に答弁されており、病院機構としては、かつてない混乱の期間であったはずですが。これらの混乱はこども医療における医療ガバナンスの破綻とそれを病院機構本部が制御できなかったことが原因であります。細部については、院内検証委員会・医療安全推進体制に係る外部調査委員会によって、痛烈に批判され、院内改革途上であると承知しています。

それにも拘わらず、全くその切迫感・危機感が伝わらない評価結果であります。

病院機構の評価委員の方々をみますと、非常に神奈川県と深くかかわる、むしろ本県が非常にお世話になっている方々であります。県と深くかかわる方々が評価するということは、非常に評価委員の方々がやりにくいのではないかと危惧しています。また、病院機構が、県と深くかかわる方々に包み隠さず全ての情報を提供することができるのか？可能なのか？評価委員の方々に提供した情報がどのようなものだったのか？と私は、疑問を抱いています。提供される情報に事実がふくまれていなければ、評価結果も当然高い評価になってきます。

中期計画期間の評価からみますと、大項目評価は3年度から6年度まで見込みも含め、ほぼ同じです。5年度は若干評価が落ちていますが、病院機構の医療安全外部調査委員会が指摘した42項目にもわたる重要な指摘に関しては、サラッと触れているだけです。また、レジオネラ肺炎発生に関する重大な問題についても、2行ほどしか触れていません。

大改革を知事から指示されている病院機構の業務評価としては、私の認識とあまりにもかけ離れた評価結果であります。

また、本県と非常に深くかかわる神奈川県病院協会、医師会、看護協会、会計士の方々に県立病院機構について業務実績評価をお願いすることは、むしろ迷惑をかけているのではないかと私は、考えます。本県と全く利害関係のない方々に評価委員をお願いした方が、評価委員としてやりやすいのではないのでしょうか。

この評価委員会は法律に設置が義務付けられ、独法が、県の方針とかけ離れた経営に走らないよう、県民サービスを担保するために、いわばモニタリング機能を持った委員会である

はずです。

その評価結果をもって、議会に報告され、県立病院に対する評価として、県民にも公開されるものであります。知事が「大改革をする」と宣言をした病院機構・こども医療への評価がこの業務実績評価の内容であれば、県民の皆様にご誤った情報を提供することになってしまい、大問題であります。

また、産業労働局所管であるKISTECでは、会議録について質疑内容を具体的に公開しています。この産業労働局の評価委員会に客観性・透明性を求める姿勢について、私は高く評価します。他の2独法の会議録は十分ではなく、この相違には愕然とします。

このように、県の3独法が、評価委員会の在り方にこういう相違点があるのは、問題があると考えます。

そこで、知事に伺います。各独法の評価委員会は、法・条例に位置付けられ、県の意思を反映する運営が行われているかどうかモニターするべき重要な委員会であります。評価委員に期待する役割を明記し、その分野の学識者の中から、県業務に関係しない方々を選任することを、明確に規定することなどを検討するべきと考えます。

新たに独法の設置が検討されている一方、病院機構には大きな改革が求められています。独法との向き合い方をしっかりと検討しなおすべきであります。その一つのアプローチとして、各独法の評価委員会の委員の選任に関して、統一するべきでありますし、会議録において実際の質疑を公表するなど、客観性、透明性を担保するべきであります。県として、各独法の評価委員会委員について評価の客観性、透明性を担保できるよう、選任基準を明確に規定すること、また、評価委員会会議録に質疑記録や資料を分かりやすく公開するなど、検討するべきと考えますが、知事の見解を伺います。

2、 県立保健福祉大学大学院と県立病院機構の県教育委員会との連携について

(1) 県の地方独立行政法人と県立高校生学習活動コンソーシアムについて

県教育委員会の点検・評価書が提出されました。その中の一つ、県立高校生学習活動コンソーシアムについて、改めて担当課に確認をいたしました。県立高校改革実施計画に基づき、「生徒の学習機会の拡大に向け、県立高校生学習活動コンソーシアムの参加機関によるプログラム等を提示するなど、参加機関と学校間の連携を図った」とあり、「コンソーシアム協定を締結した機関は、令和6年3月時点で111機関に増加した」とも評価書に記載があります。そもそもこれは、高大連携の取り組みを発展させたものと承知しています。

協定締結先を調べると、県立保健福祉大学大学院の名称が掲載されていません。協定機関の提供できるプログラムから各県立学校が選択をするのですから、協定していなければ、高校側からの選択もありません。同様に県立病院機構の名称も協定締結先には掲載がありません。神奈川県機関なのに、県立高校のコンソーシアム事業に協力しないのには何か理由があるのでしょうか？ぜひ、県教育委員会の事業に協力してほしいと考えます。

そこで知事に伺います。県立保健福祉大学大学院、県立病院機構は、県教育委員会が展開している県立高校生学習活動コンソーシアムに協力すべく、協定を締結すべきと考えますが、見解を伺います。

(2) 県立保健福祉大学大学院における夏期の児童生徒への学習機会の提供について

この夏に、私は、中高生・大学生と共に、川崎市殿町地区のキングスカイフロントのいくつかの研究機関を訪問しました。その一つが、県立保健福祉大学大学院でありました。

当日は副学長がわざわざ足を運んで私達を迎えていただき、様々な説明を受け、かなり高度な資格と実力をもった教授陣だという印象を持ちました。しかし、昼間は全く大学院のインフラは活用されていません。私はこの大学院の夜間帯の開講という在り方には、以前から違和感をもってきました。職業を持ちながら学習する学生ですから、夜間帯のみの開講ということは理解できます。しかし、昼間の長い時間帯をそのまま放置しておくことは、インフラとして、誠にもったいないことであります。昼時間帯のインフラとソフトの利活用を検討

することは大事なことであります。

夏休み期間は、キングスカイフロントのいくつかの研究機関が、児童向けの研修や展示を行っています。が、県立保健福祉大学大学院では、こういうイベントには一部しか参加していないとのこと。この大学院であれば、特徴を生かした、ふさわしい役割を夏休み期間に果たすことができるのではないだろうか？大学院では、博士号を持つ有能な教授陣がそろっているのですし、全授業が英語で展開されています。高校生に合わせて、夏休みの模擬大学授業を体験してもらうことができるのではないのでしょうか？しかも疑似留学体験が可能なのではないのでしょうか？

県内には、海外留学の夢をもっている生徒さんたちが大勢いると思います。が、この円安時代では、高額費用がかかる留学は一部の富裕家庭以外では、困難だと思われ、海外に出ることに不安を持つ生徒さんもいるでしょう。身近な川崎市殿町で、海外留学と同様の経験ができるとしたら、素晴らしいと思います。可能なインフラはそろっていますし、環境も超一流です。

そこで、知事に伺います。県立保健福祉大学大学院において、昼間帯の有効活用策の一つとして、また、児童生徒への貢献事業として、サマースクールを開業したらいかがでしょうか？持てるスキルの範囲内で児童生徒に模擬留学体験が持てるよう企画すべきと考えます。当大学への関心を児童生徒たちにもってもらえるいい機会にもなるとも考えますが、知事の見解を伺います。